

名家連ニュース

令和3年4月8日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.798号

◆◆ 情報提供 ◆◆

青木聖久日本福祉大学教授（全国精神保健福祉会理事）

【青木先生より】 共同通信の市川記者から、連絡を受けました。精神科医療における身体拘束における記事を、本日（3月15日）、下記のように配信なさったそうです。

「拡散歓迎」ということです。写真があり、かなりリアリティがあります。

<https://this.kiji.is/742297030088785920?c=39546741839462401>



5663日間、患者の身体拘束を指示 日本の精神医療の異常さ、あらわに

精神科病院で医師が5663日（約15年半）にわたり患者の身体拘束を指示していた一。厚生労働省が2月に発表した初の調査結果で、日本の精神医療のこんな実態が明らかになった。

▽平均1カ月以上、認知症も

調査は2019年11月～2020年3月に国立精神・神経医療研究センターの山之内芳雄・精神医療政策研究部長（当時）の研究班が、精神科ベッドのある全国の1625病院を対象に実施。回答したうち188病院について、19年6月時点の状況を分析した。

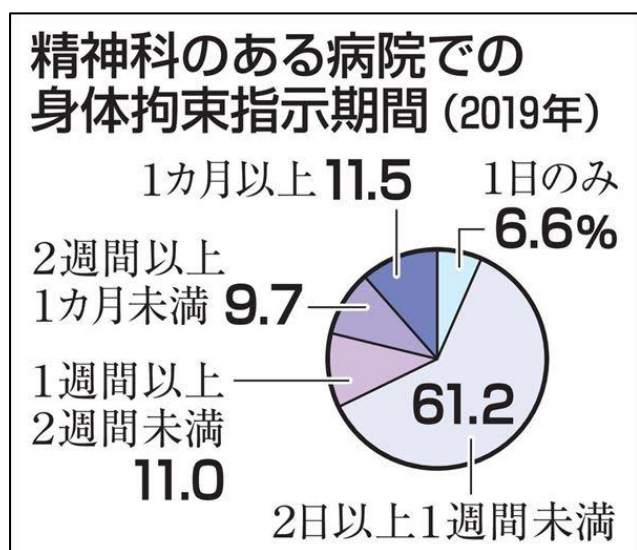
医師が拘束を指示したケースで期間が「1日のみ」はわずか6.6%にとどまり、「2日以上1週間未満」が61.2%と最も多かった。「1カ月以上」も11.5%あり、「1週間以上」が計32.2%に

上った。平均は36日で、最大日数は5663日だった。患者の年齢別では65歳以上が63.0%を占め、認知症患者も多く含まれるとみられる。

精神保健福祉法は①自殺企図や自傷行為が著しく切迫している②多動又は不穏が顕著③放置すれば患者の生命に危険が及ぶ恐れがある一などの場合には、精神保健指定医の指示で患者の身体拘束を認めている。だが一方で「やむを得ない処置であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならない」とも定めている。

▽少なくとも12人が死亡

精神科病院の身体拘束を巡っては、エコノミークラス症候群などで死亡した患者が13年以降、分かっているだけで12人いる。17年にはニュージーランド人の男性、ケリー・サベジさん＝当時（27）＝が双極性障害（そううつ病）で神奈川県内の病院に入院してすぐに体をベッドに固定される拘束を1



0日間受け、心不全で亡くなった。遺族は、体を動かさなかったことで生じた血栓が死因となった疑いを指摘。長期間の拘束が常態化している日本の精神医療の状況は、ニュージーランドで驚きを持って伝えられた。

石川県内の精神科病院では、統合失調症と診断を受け入院していた大嶋一也さん＝当時（40）＝が約1週間、身体拘束され、エコノミークラス症候群で死亡。両親が病院側に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁金沢支部は20年12月、精神保健福祉法などが定めた基準に当てはまらず違法だったとして、慰謝料など約3500万円の支払いを病院側に命じた（病院側が上告中）。



神奈川県内の精神科病院で身体拘束された後に亡くなったニュージーランド人、ケリー・サベジさんの母親マーサさん。記者会見して拘束の非人道性を訴えた＝2017年7月19日、厚生労働省

「法の要件に当てはまらないのに、『院内のルールに違反した』という理由で拘束されている実態がある」と指摘するのは、NPO法人「地域精神保健福祉機構」（コンボ）の宇田川健代表理事。宇田川さん自身も精神疾患のある当事者で、入院中に身体拘束を何度も経験した。「私は拘束されて一晩、誰も見回りに来なかった。医師の電話1本で行われているケースもあり、かなりルーズに行われているのではないか。長期間の拘束が原因で亡くなった患者は、表面化している以外にも相当数いると思う。拘束後に死亡した件数を明らかにしてほしい」と訴える。

▽病院団体への配慮のぞく

厚生労働省が「必要最低限」との見解を示す背景には、全国団体「日本精神科病院協会」（日精協）への配慮がのぞく。日精協は山崎学会長が安倍晋三前首相とゴルフをするなど、強い政治力で知られることが影響しているとみられる。

精神科病院の身体拘束の実態に詳しい杏林大の長谷川利夫教授は「今回の調査は回収率が低く、ほとんどの病院が回答していない。実際には長期間の拘束指示がもっと行われている可能性がある」と分析。「海外では数時間程度にとどめるのが主流で、日本の状況は異常といえる。中断を挟んでいるケースもあるが、要件を満たさなくなったら解除するのが本来の姿だ」と話す。精神科の人員配置が一般病床に比べて少ないため、「患者の安全」を理由に「とりあえず拘束」という構造的な問題が背景にあると指摘。そのうえで、拘束過程の録画など事後に検証できる仕組みを設けるよう求めている。

▽「必要最低限の範囲」

厚生労働省の担当者は「指示したからといって、実際にその間ずっと拘束しているとは限らない」として、「必要最低限の範囲で行われているものと考えている」とコメント。「5663日が『必要最低限』と言えるか」との質問にも、同様の見解を繰り返した。精神障害者の団体からは「狂ってる」との声が上がる。

精神障害がある人の家族らでつくる「全国精神保健福祉会連合会」（みんなねっと）の小幡恭弘事務局長は「1週間はかなり長期と捉えるべきだ。5663日なんて、人格剥奪以外の何物でもない。何も有効な治療をしていないという証左だ」と憤る。「外部の目が入らないと、精神科病院の中では異常なことが正常になってしまう」と話した。